

兵庫県耐震改修促進計画(資料編)

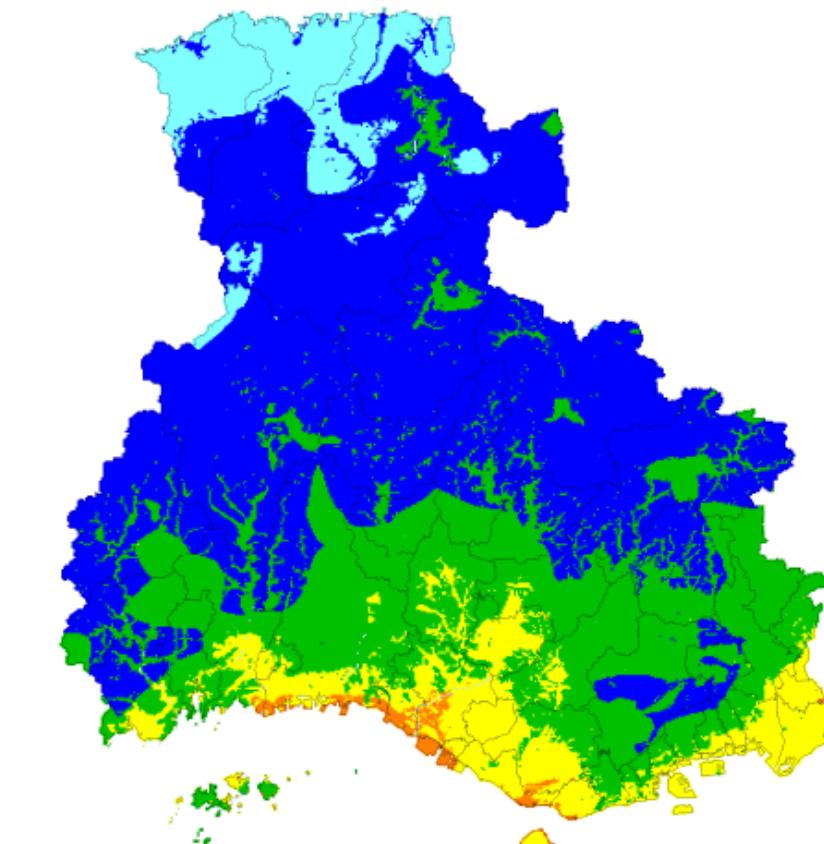
令和8年3月改定案

目 次

1 地震動予測結果による震度分布図	2
2 耐震化率関係データ	5
2-1 住宅	
2-2 多数利用建築物	
3 評価指標等	7
3-1 評価指標	
3-2 プッシュ型意識啓発の推進に関するロードマップ（イメージ）	
3-3 低成本な住宅耐震化フロー（イメージ）	
4 住宅耐震化に関するアンケート調査	10
5 主要事業の概要（令和7年度時点）	16
5-1 住宅関係	
5-2 多数利用建築物・その他関係	
6 用語集	19
7 耐震改修促進計画改定検討会の設置	22

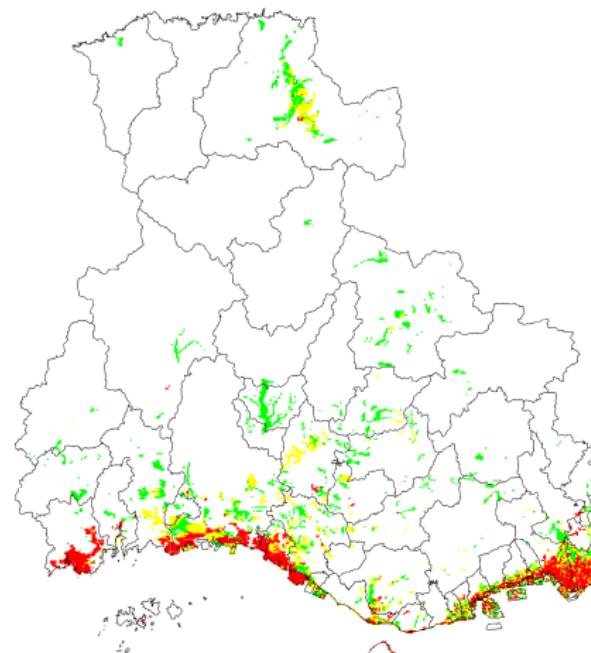
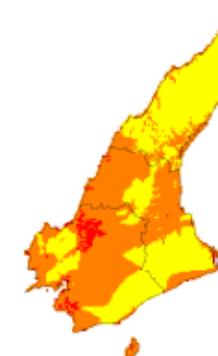
1 地震動予測結果による震度分布図

南海トラフ地震



地表震度

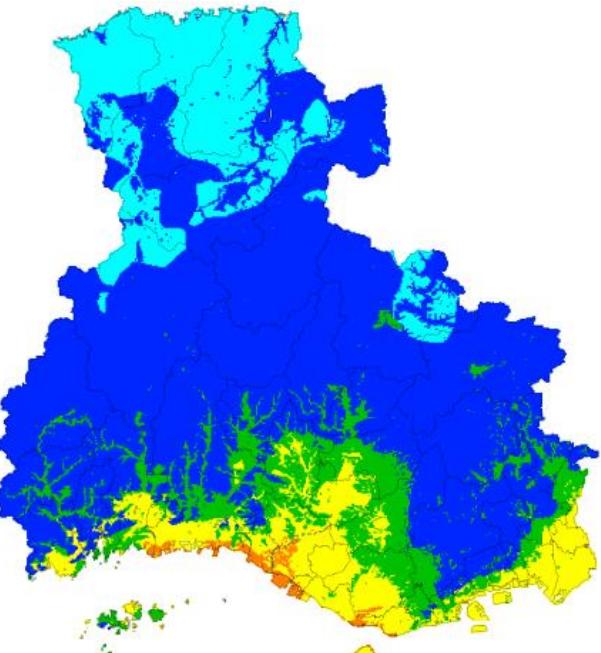
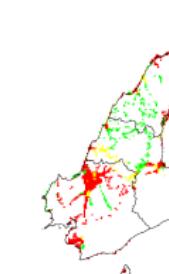
7	
6 強	
6 弱	
5 強	
5 弱	
4	
3 以下	



液状化危険度

■	液状化危険度は極めて高い ($15 < PL$)
■	液状化危険度は高い ($5 < PL \leq 15$)
■	液状化危険度は低い ($0 < PL \leq 5$)
□	液状化危険度はかなり低い ($PL = 0$)

(参考)液状化危険度分布



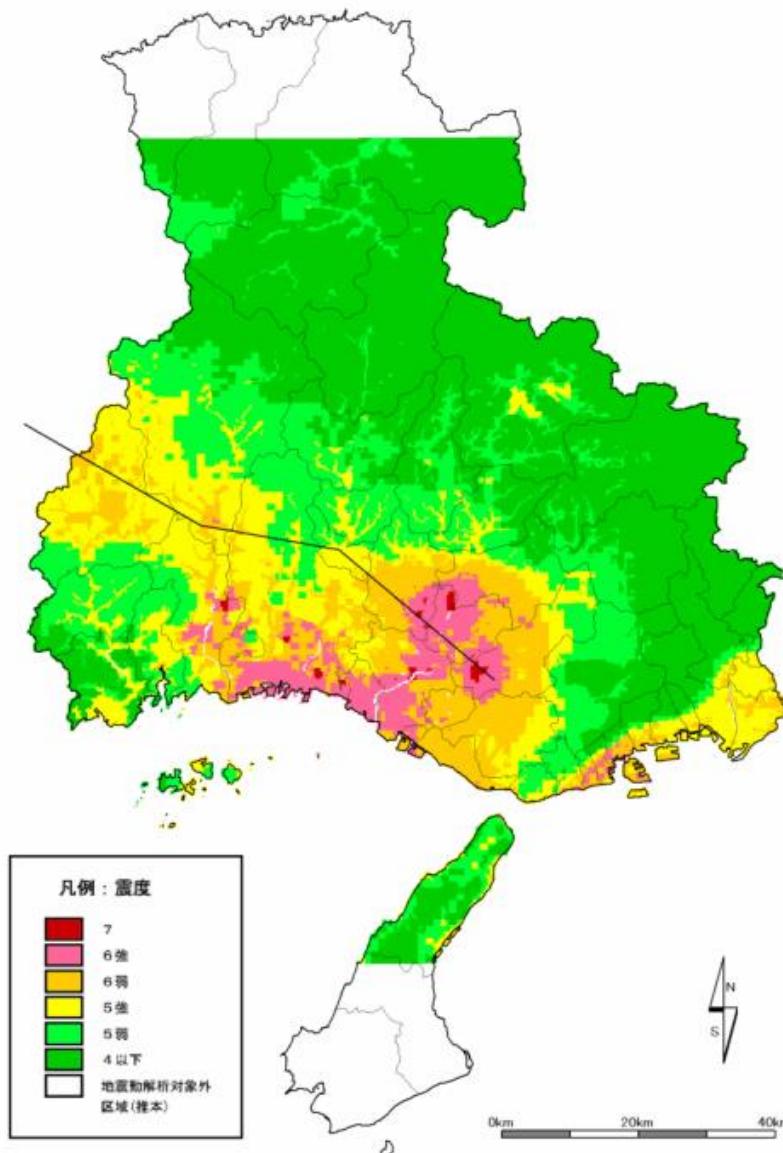
最大加速度(gal)

■ 900以上	~ 900未満
■ 500以上	~ 500未満
■ 300以上	~ 300未満
■ 200以上	~ 200未満
■ 100以上	~ 100未満
■ 100未満	

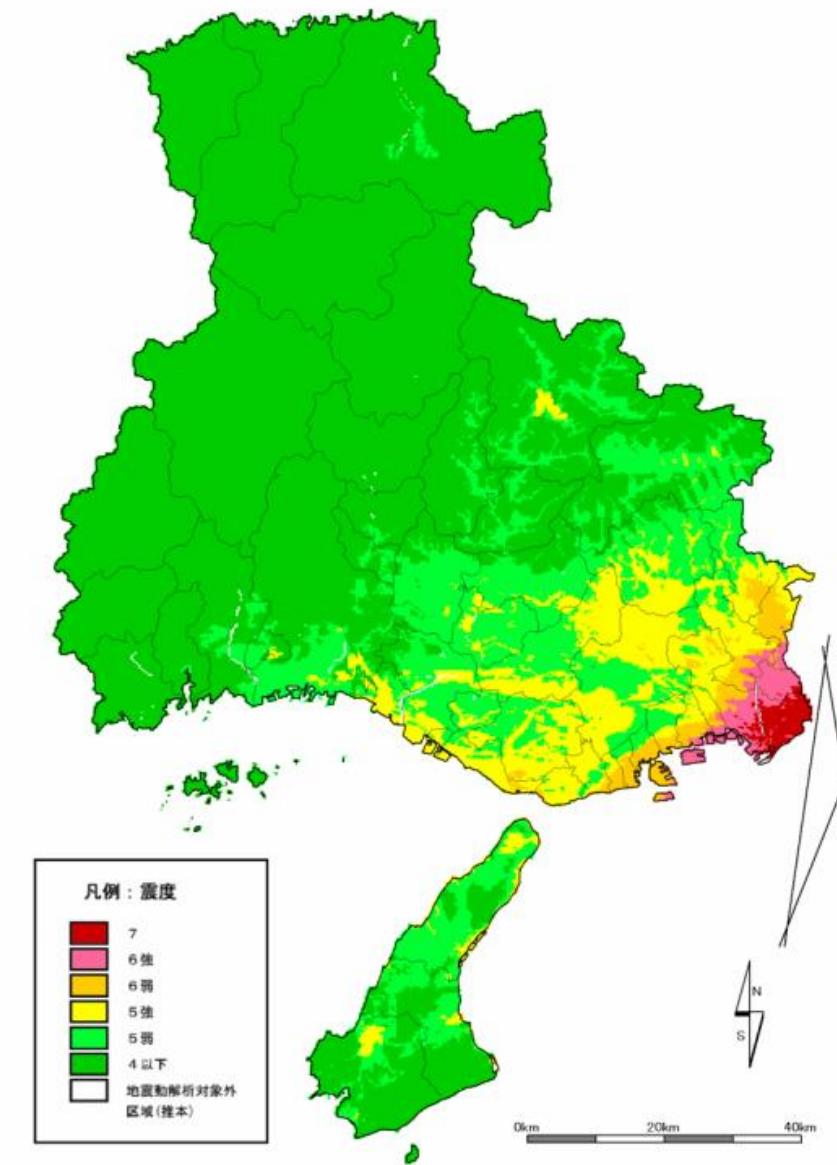
(参考)揺れの最大加速度PGA(gal)分布図

1 地震動予測結果による震度分布図

山崎断層帯地震

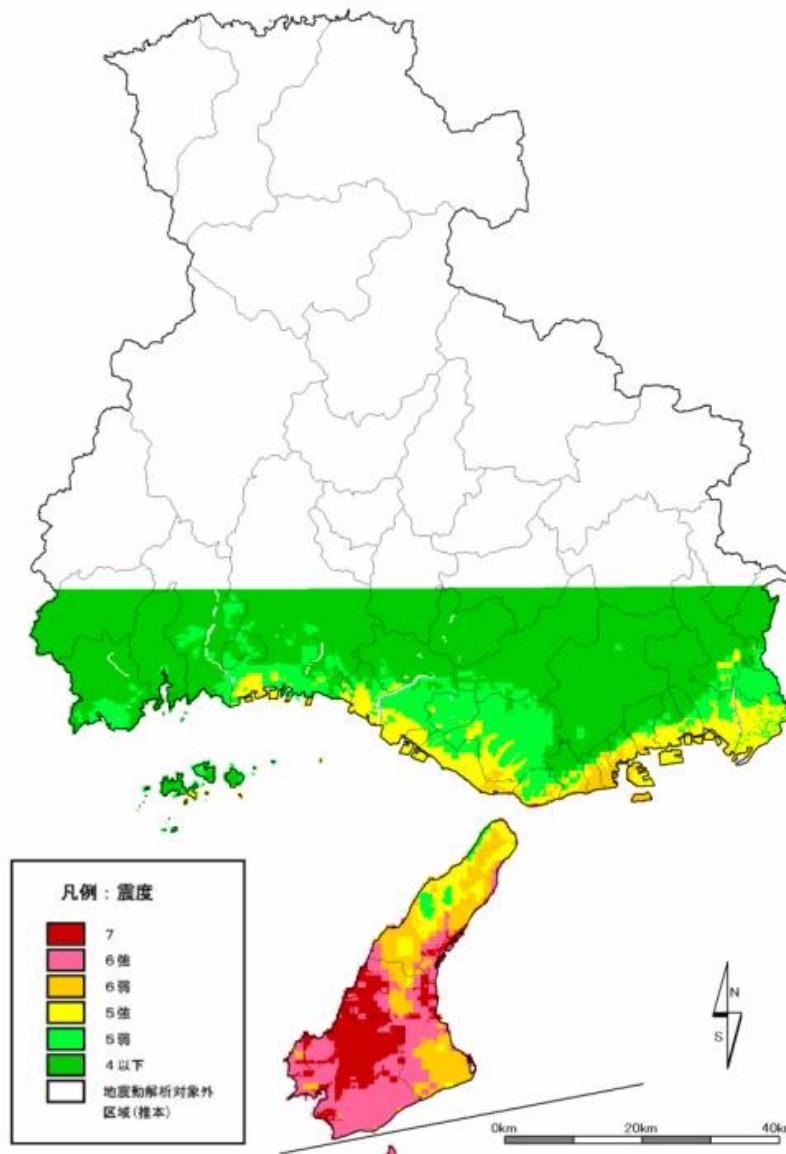


上町断層帯地震

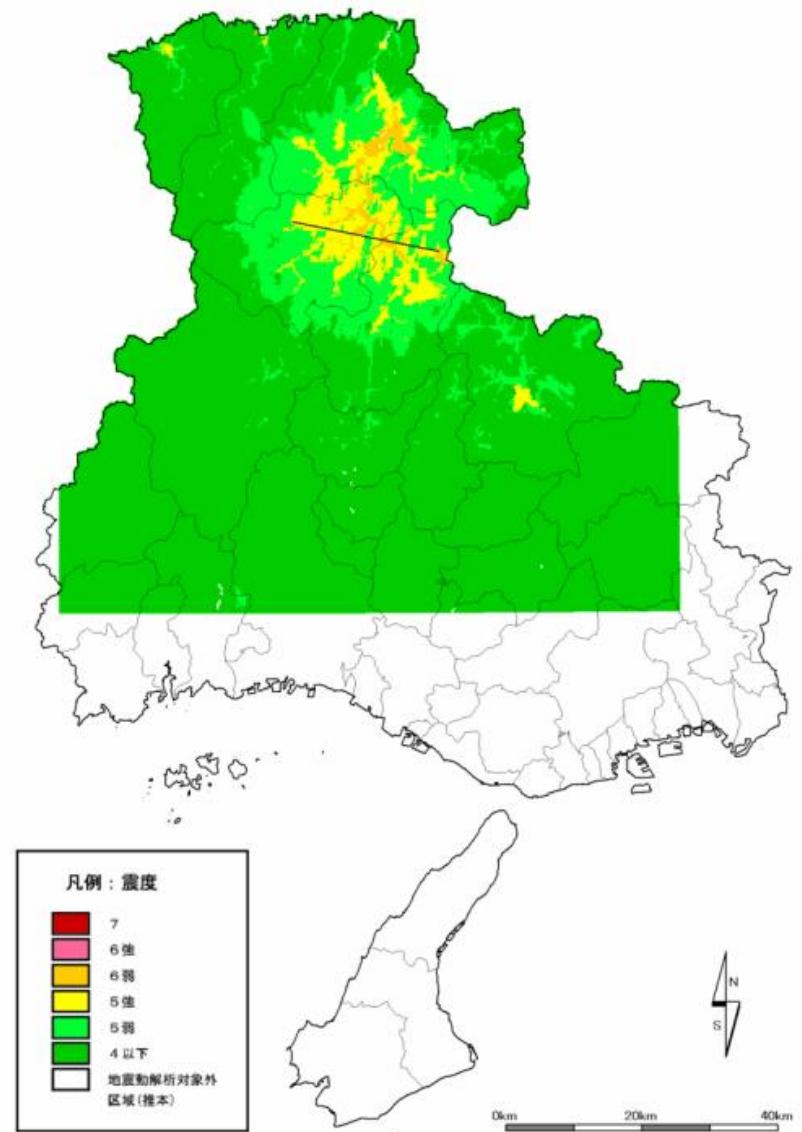


1 地震動予測結果による震度分布図

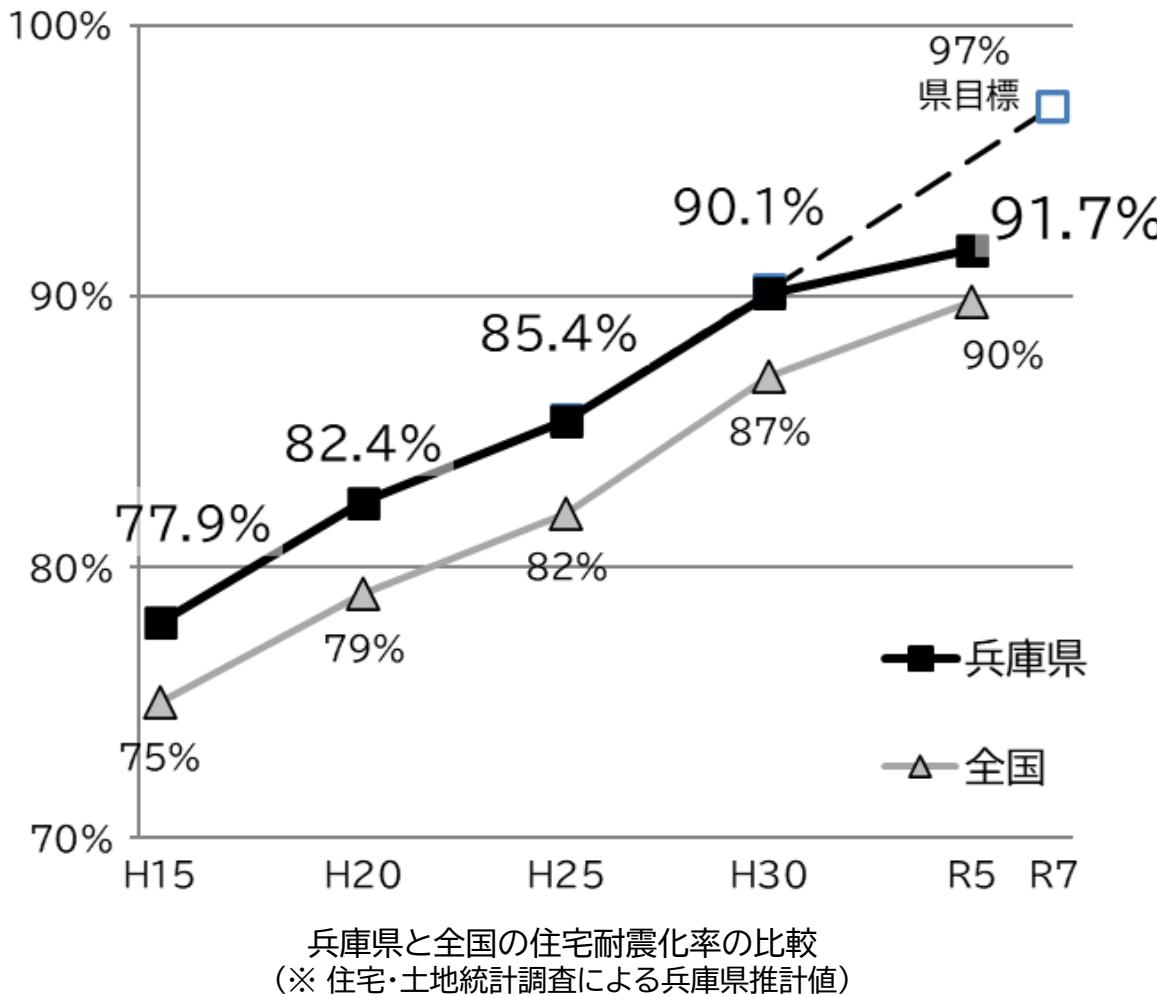
中央構造線断層帯地震



養父断層帯地震

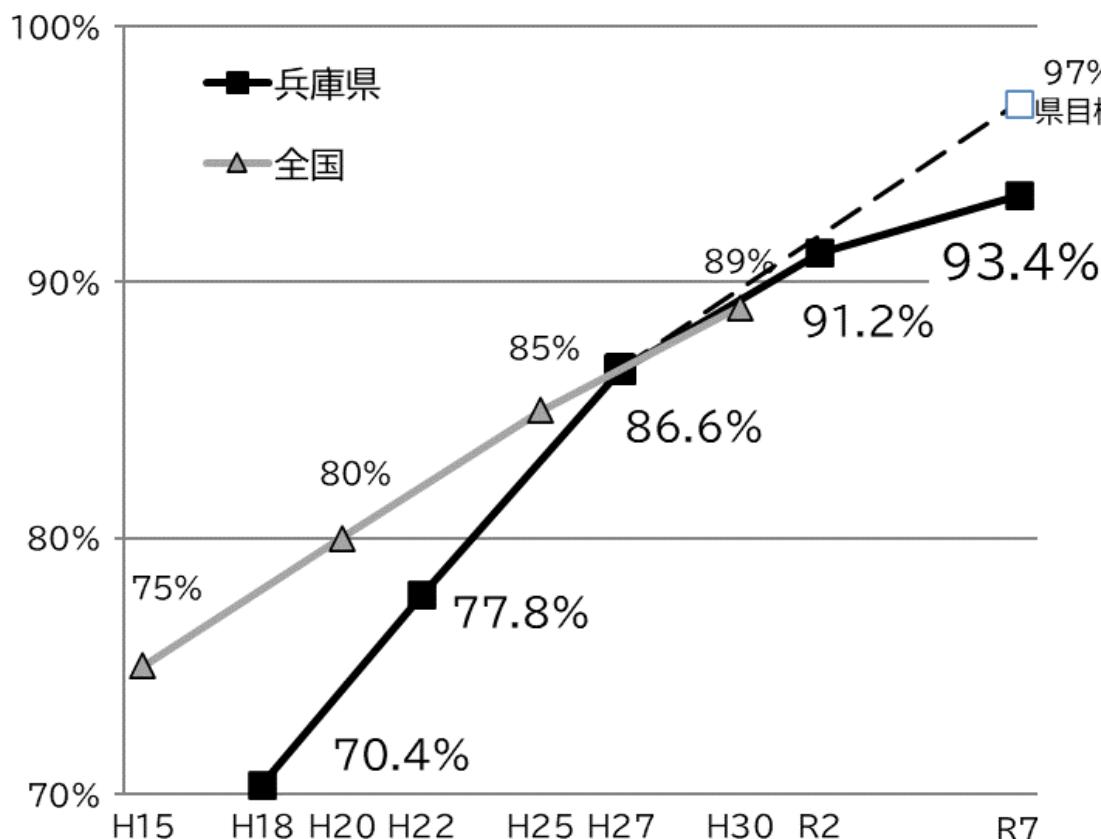


2-1 耐震化率関係データ(住宅)



区分		H25	H30	R5
耐震化率		85.4%	90.1%	91.7%
総戸数(人の居住する住宅)		2,368,300	2,308,700	2,397,400
計	S56.5以前	690,870	572,781	530,420
	耐震性なし	345,598	228,575	198,000
	(参考)耐震改修実施	40,474	51,341	61,659
木造戸建住宅	S56.5以前	394,190	328,236	293,372
	耐震性なし	290,307	176,677	154,410
	(参考)耐震改修実施	35,157	44,725	53,418
共同住宅その他	S56.5以前	296,680	244,545	237,048
	耐震性なし	55,291	51,898	43,590
	(参考)耐震改修実施	5,317	6,616	8,242

2-2 耐震化率関係データ(多数利用建築物)



区分	H27		R2		R7		目標			
	建築物総数	耐震性なし	建築物総数	耐震性なし	建築物総数	耐震性なし				
全 体	25,797	3,466	86.6%	25,519	2,253	91.2%	26,644	1,757	93.4%	97%
公 民	7,817	891	88.6%	7,843	477	93.9%	7,720	240	96.9%	
学校等の建築物	13,105	1,806	86.2%	12,617	1,193	90.5%	13,306	937	93.0%	
①～③小計	4,543	350	92.3%	4,465	123	97.2%	4,385	57	98.7%	
公 民	8,562	1,456	83.0%	8,152	1,070	86.9%	8,921	880	90.1%	
①学校	4,579	385	91.6%	4,359	152	96.5%	4,531	105	97.7%	100%
病院	3,217	168	94.8%	3,199	15	99.5%	3,229	4	99.9%	
福祉施設	1,362	217	84.1%	1,160	137	88.2%	1,302	101	92.2%	
②庁舎	514	51	90.1%	431	38	91.2%	372	14	96.2%	100%
③その他	8,012	1,370	82.9%	7,827	1,003	87.2%	8,403	818	90.3%	95%
公 民	812	131	83.9%	835	70	91.6%	784	39	95.0%	
賃貸住宅	7,200	1,239	82.8%	6,992	933	86.7%	7,619	779	89.8%	
公 民	12,692	1,660	86.9%	12,902	1,060	91.8%	13,338	820	93.9%	97%
公 民	3,274	541	83.5%	3,378	354	89.5%	3,335	183	94.5%	
公 民	9,418	1,119	88.1%	9,524	706	92.6%	10,003	637	93.6%	

3-1 評価指標

【設定方針】施策の進捗状況を定量的に評価するため、施策の区分ごとに指標を設定

住宅に関する指標

1 普及啓発

旧耐震基準住宅リストの整備率	R12に過半の市町、R17に全ての市町で整備
居住者等を対象とした説明会・相談会の実施市町数	R12に過半の市町、R17に全ての市町で実施

2 住宅の耐震化促進支援策

簡易耐震診断推進事業の実施戸数	3,000戸／年
ひょうご住まいの耐震化促進事業における改修工事費補助等の実施戸数	500戸／年

3 環境整備

耐震リフォーム達人塾の受講者数	50者以上／年
低コスト耐震化推進リーダー事業者数	地域(県民局・県民センター管内)ごとに2者以上 (R12)

多数利用建築物に関する指標

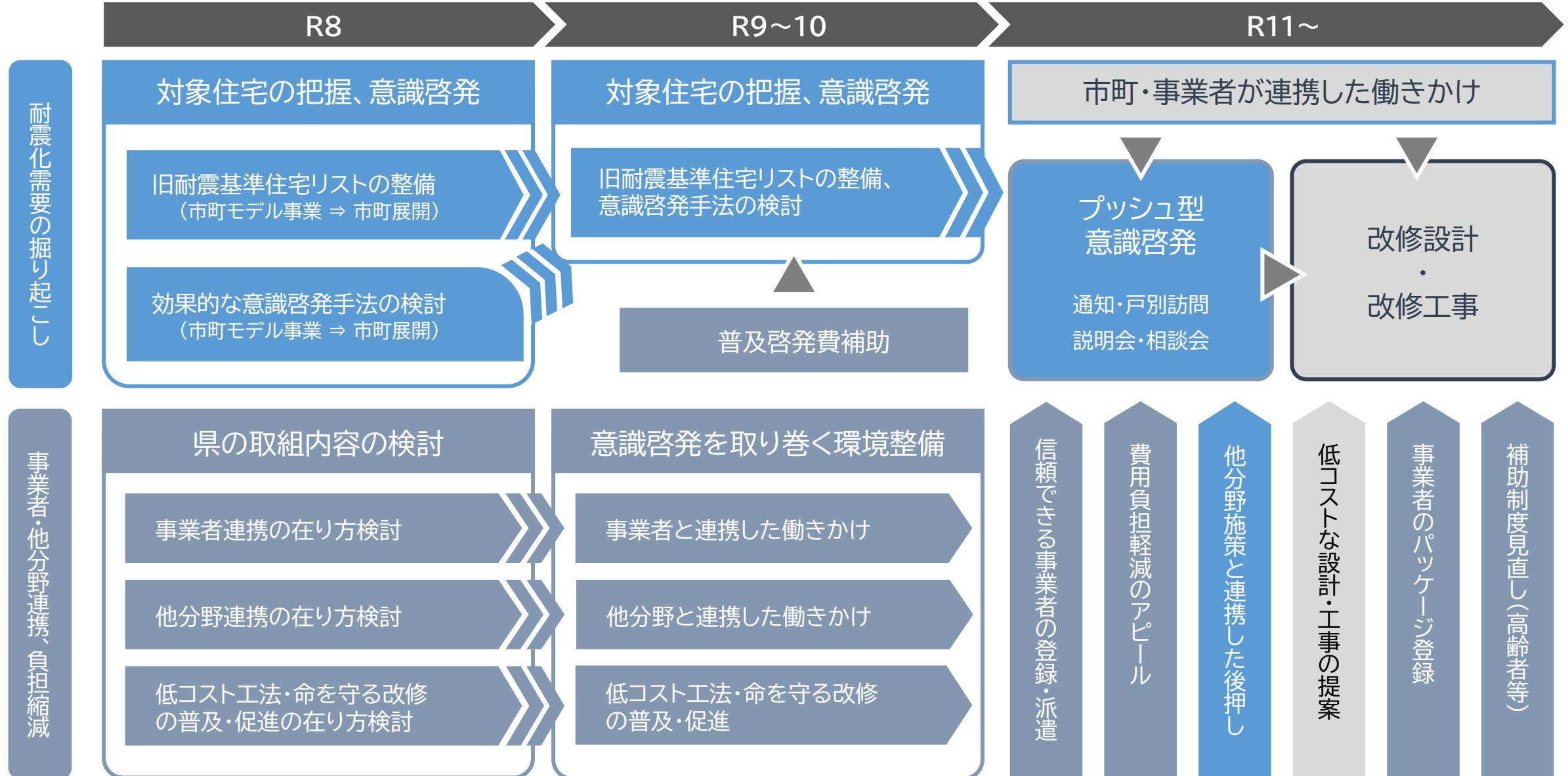
1 多数利用建築物の耐震化促進支援策

大規模多数利用建築物等耐震化助成事業における改修工事費の補助棟数	20棟 (R17)
中・小規模多数利用建築物耐震化助成事業における耐震診断の補助棟数	100棟 (R17)

2 意識啓発・環境整備

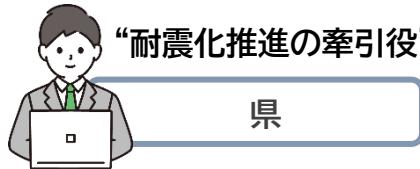
全所有者へのアプローチ回数	1回以上／年
---------------	--------

3-2 プッシュ型意識啓発の推進に関するロードマップ(イメージ)



【凡例】 ■ : 主に県の役割 ■ : 主に市町の役割 ■ : 主に事業者の役割

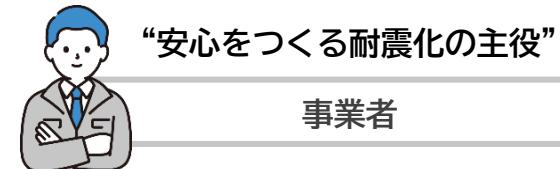
3-3 低成本な住宅耐震化フロー(イメージ)



- 市町が行う意識啓発活動、補助事業等の取組を財政的、制度的に支援



- 旧耐震基準住宅の実態を把握
- 意識啓発活動、補助事業等の取組を主体的に実施



- 居住者等への働きかけを主体的に実施
- 住民の情報不足、申請手続をサポート
- 所有者の希望に沿った改修の企画・提案



リスト整備に対する財政支援等

旧耐震基準住宅リストの整備

1 耐震不明住宅の把握

意識啓発に対する財政支援、効果的な実施手法の検討等

リストの活用、事業者・他分野と連携した意識啓発

2 プッシュ型意識啓発

説明会等への専門家派遣

説明会・相談会の開催

3 居住者等の意識改革

説明会等の機会を捉えた簡易耐震診断実施の働きかけ

4 住宅の耐震性把握

審査基準・手續等の見直し(精密診断、低成本工法の推奨)

5 低成本な改修設計

補助制度の見直し、手續の簡素化(所有者負担の軽減等)

6 低成本な改修工事

市町と連携した意識啓発活動

専門家として説明会へ参画

診断結果等の詳細な説明

低成本工法を用いた改修設計

低成本改修、命を守る改修の施工

事業者の育成、信頼性向上
事業者の育成、信頼性向上
事業者の育成、信頼性向上

4 住宅耐震化に関するアンケート調査

1 調査方法

- ・県民:ポスティング又は郵送による配布及び回答(オンライン回答併用)
- ・事業者:メール照会及びオンライン回答

2 調査時期

- ・令和7年7月末から8月中旬(約2週間)

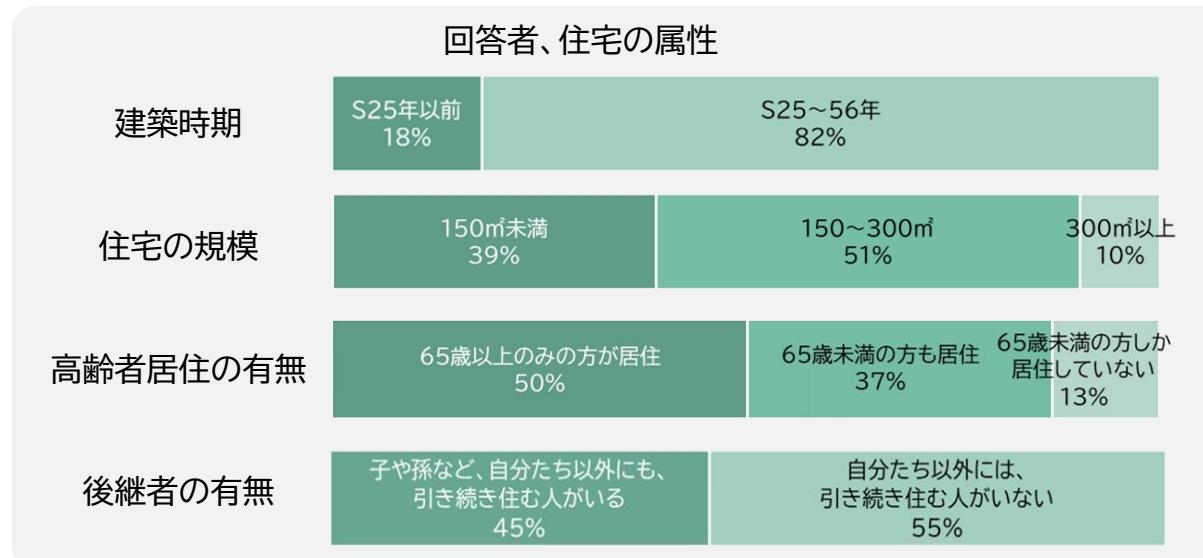
3 調査概要

対象	対象詳細	ポイント	調査方法	調査概数	回収件数	回収率	主な内容
県民	2-1 基準旧耐震住宅に居住する高齢者等	住宅を耐震化していない高齢者等の現状、耐震化に対する意識、今後の対応方針などを把握	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が居住が見込まれる旧耐震住宅にポスティング・回答方法:郵送又はオンライン	約1,300	305	約23%	<ul style="list-style-type: none">・住宅や居住者の属性・現状の課題認識・今後の住まい方・補助制度等の認知状況
	2-2 簡易耐震診断実施済みかつ耐震改修工事等未実施の方	居住者の現状、耐震化に対する意識、耐震改修を実施しない(する)理由など、耐震改修の実施に至る意思決定のポイントを把握し、「最後の一押し」の方策を探る	<ul style="list-style-type: none">・R4年度までに簡易耐震診断補助を受けた方で、その後計画策定や耐震改修工事費補助を受けてない方に郵送・回答方法:郵送又はオンライン	約300	97	約32%	<ul style="list-style-type: none">・住宅や居住者の属性・現状の課題認識・今後の住まい方・補助制度等の認知状況・補助を受けずに実施した改修工事等の有無
事業者	2-3 簡易耐震診断員(改修業者含む)	耐震診断や耐震改修を請負う事業者の立場から、耐震化が進む理由、進まない理由等を把握	<ul style="list-style-type: none">・メール照会・回答方法:オンライン	約300	70	約23%	<ul style="list-style-type: none">・事業者の属性、請負エリア等・改修工事を実施する(しない)理由・改修工事実施のきっかけ(他リフォーム等)・補助制度の課題・事業者向けに必要な行政からの支援や施策

4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

旧耐震基準住宅の居住者 (ランダム)

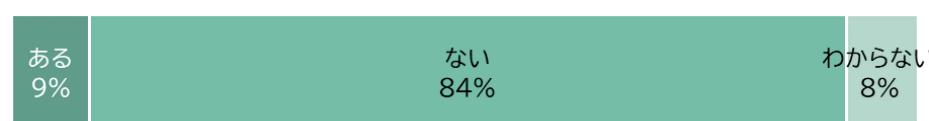
- 旧耐震基準住宅の居住者は、大規模地震に対して倒壊する危険性があることを認知しているが、耐震診断を実施していない方が多い
- また、耐震診断未実施者は、市町が補助制度設けていることを知らない方が多い(65%)
- 耐震診断を受けたことがない理由は「改修する予定がない」に次いで「どこに依頼したらよいか分からぬ」が多く、事業者の情報が不足している



Q S56年以前に建てられた住宅の多くが、大規模地震の際に倒壊する危険性があることをご存知ですか



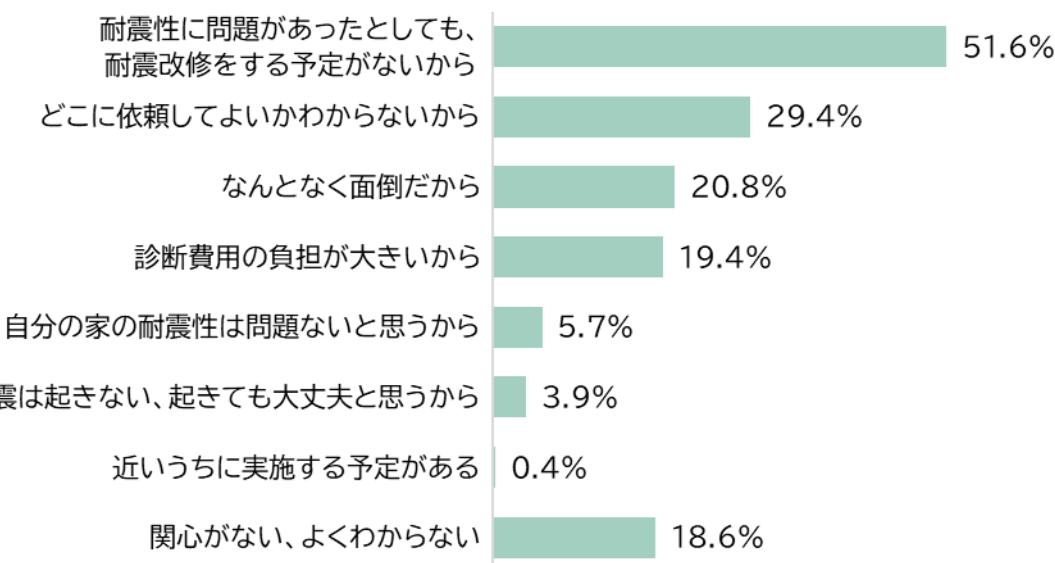
Q あなたのお住まいについて、耐震診断を受けたことがありますか



Q (耐震診断を受けたことがない又は分からぬ方に対して)
お住まいの市町が、耐震診断や耐震改修工事に補助制度を設けていることをご存知ですか



Q (耐震診断を受けたことがない又は分からぬ方に対して)
耐震診断を受けたことがない理由は何ですか



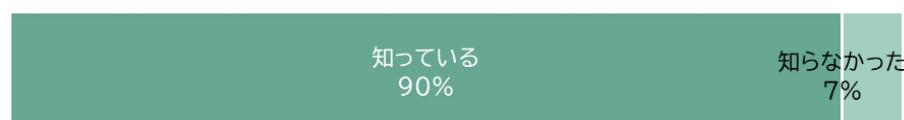
4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

簡易耐震診断を受診済の居住者

- 耐震診断で倒壊の危険があるとされた居住者は、その結果を不安に思っているにも関わらず、耐震改修を実施していない人が多い
- 診断受診済の県民で、補助金なしで改修した人は、①手続等が大変、②要件に合わなかった等を理由として挙げている
- 耐震改修しない理由は、①費用負担が厳しい、②高齢のため長くは使えない、③耐震改修以外のリフォーム費用が必要などの回答が多かった



Q (70代以上の高齢者世帯に対して) S56年以前に建てられた住宅の多くが、
大規模地震の際に倒壊する危険性があることをご存知ですか

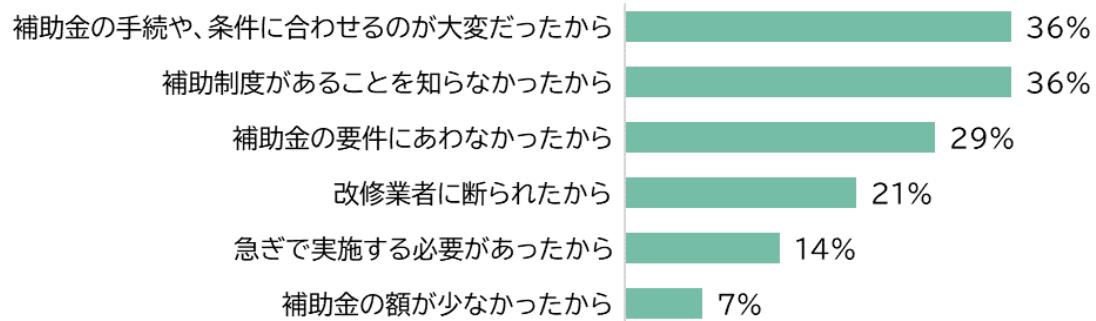


Q (診断結果が1.0未満だった方に対して) 耐震診断の結果をどのように感じていますか

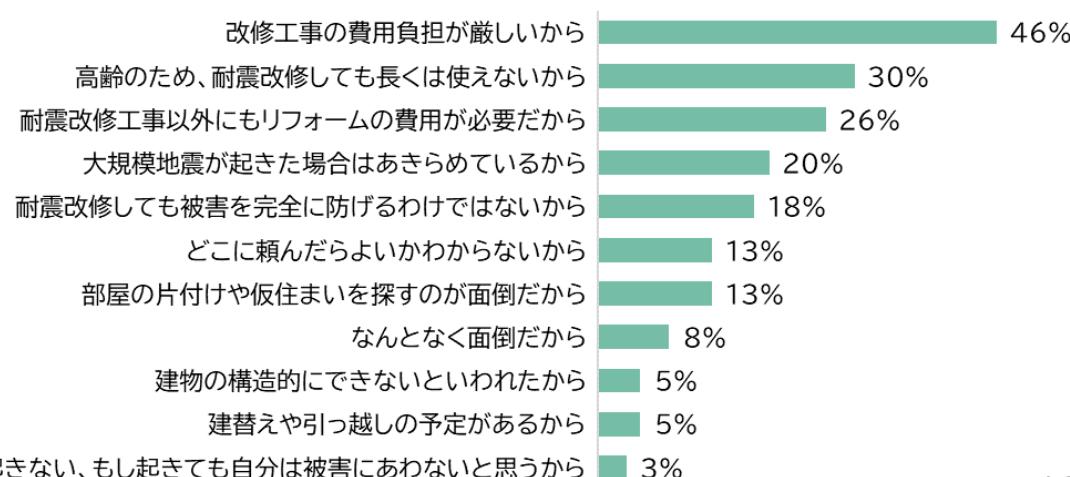


Q (補助金をもらわずに耐震改修や建替えを実施した方に対して)

耐震改修や建替えで補助金をもらわなかった理由は何ですか



Q (耐震改修を実施していない70代以上の高齢者世帯に対して)
耐震改修工事を行わないのはなぜですか

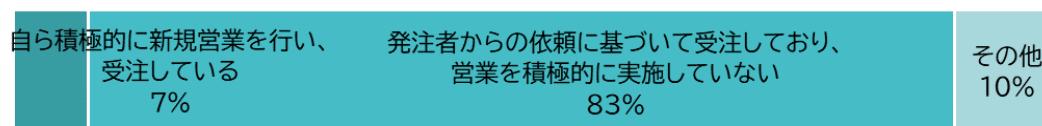


4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

事業者

- 事業者は、耐震化工事に関して、発注者からの依頼に基づく受注が多く、自ら積極的に営業活動を行っているのはかなり少ない
- 耐震化が進まないケースとしては、診断は実施するが、設計や工事に至らないことが多い、改修工事の費用負担がネックとなっている
- 耐震化が完了まで進んだケースとしては、所有者の危機意識や改修にかかる費用負担がポイント

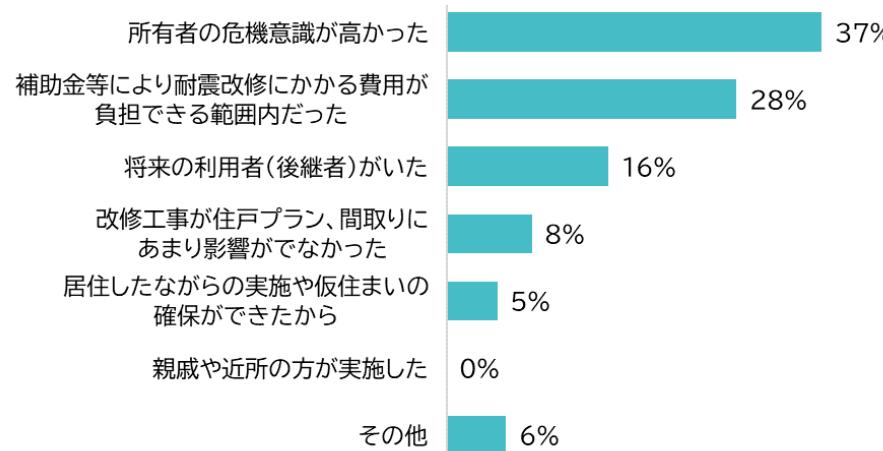
Q 耐震化に関する業務の営業形態について、最も近いものをお選びください



他の内容(主なもの)

- ・簡易耐震診断からの継続受注
- ・営業活動自体を実施していない

Q 耐震化が完了まで進んだ大きな理由はどれですか(2つ)



他の内容(主なもの)

- ・若年ほど耐震化した建物の利用期間が長くコストに見合うメリットを感じると思われる
- ・リフォームも含めた全体のプレゼンが気に入り、全体金額も納得してもらった場合

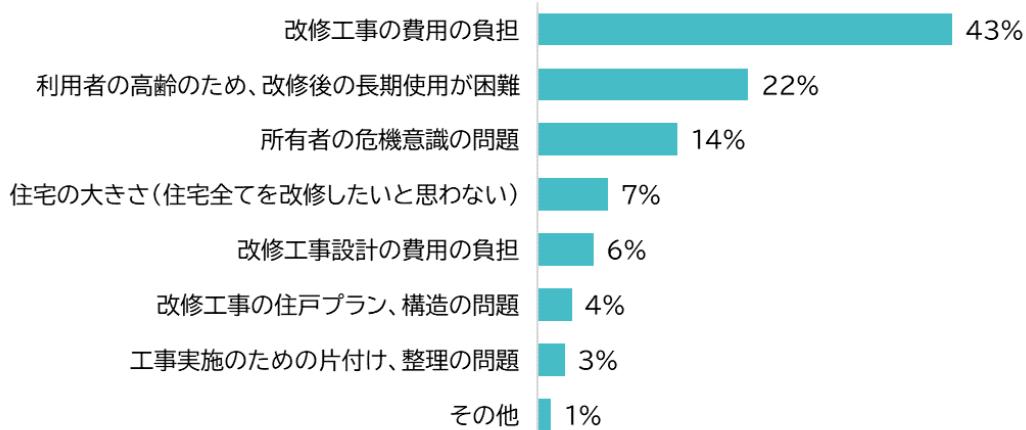
Q 耐震化が進まないケースにおいて多いと感じるのは



他の内容(主なもの)

- ・補助金がすぐに終了するため、年度を跨ぎに延ばしになる
- ・高齢化による諦め

Q 耐震化が進まないケースにおいて、進まない理由はどれだと思いますか(2つ)



他の内容(主なもの)

- ・費用面の問題で結局は耐震レベルを把握しながら住み続ける方が多い
- ・他制度の要件における診断実施でそもそも耐震改修する気がない

4 住宅耐震化に関するアンケート調査(結果の概要)

事業者

- 補助金を活用せず耐震改修工事を実施した理由として多かったのは、工事と申請のタイミングが不一致となるため
 - 診断、設計、工事と通常1年で終了するものが、予算や申請手続等により複数年に渡るため、活用を断念することが多い
- 事業者は、耐震改修以外のリフォーム工事の検討の中で耐震化の必要性等を説明するが、耐震改修工事実施につながることが少ない

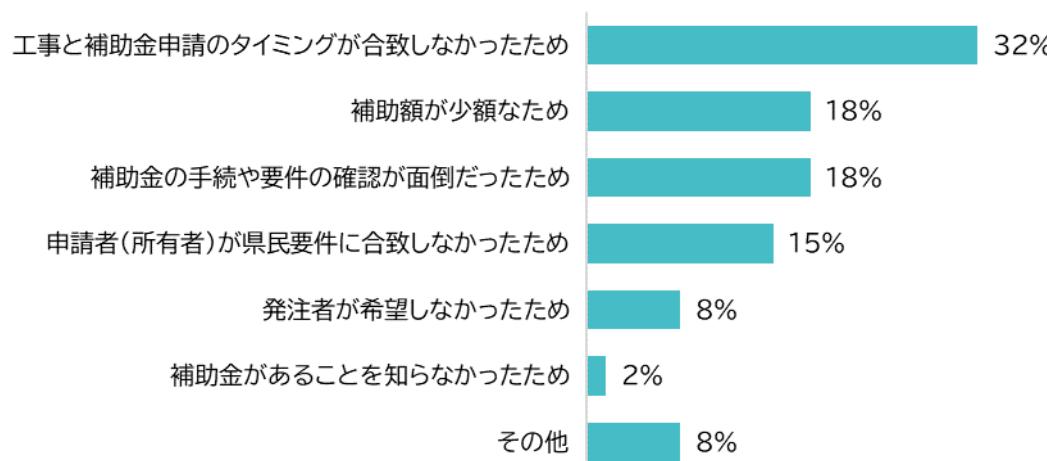
Q 補助制度を活用せずに耐震改修工事を請け負ったことがありますか



Q 耐震改修以外のリフォーム工事の検討の中で耐震化の必要性等を説明されますか



Q 補助制度を活用せずに耐震改修工事を実施した理由は何ですか(全て)



その他の内容(主なもの)

- 耐震評点未満の耐震工事だったため(荷重軽減や四隅の耐震壁化等の一部補強)
- 多積雪地域での1.0基準合わせが難しい

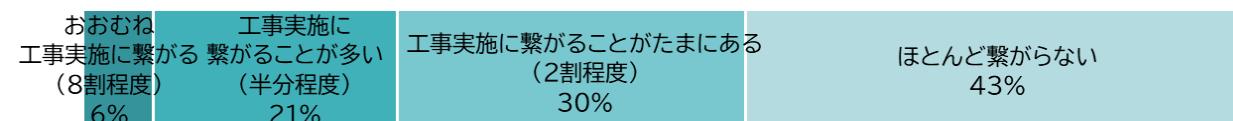
場合により説明する場合その内容(主なもの)

- 耐震性に特に問題がある場合
- 将来的に住み続ける又は引き継ぐ世代がいる場合
- 依頼主が予算的に大がかりな工事を想定している場合

説明しない場合その理由(主なもの)

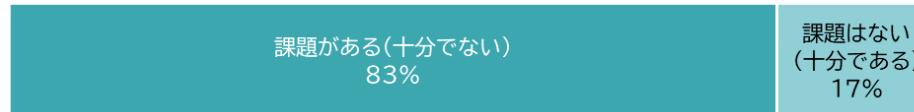
- 依頼主の費用負担が増えるため

Q 耐震改修以外のリフォーム工事の検討の中で耐震診断や改修工事の必要性等を説明されたことで、耐震改修工事(評点1.0以上への改修)の実施につながったことがありますか

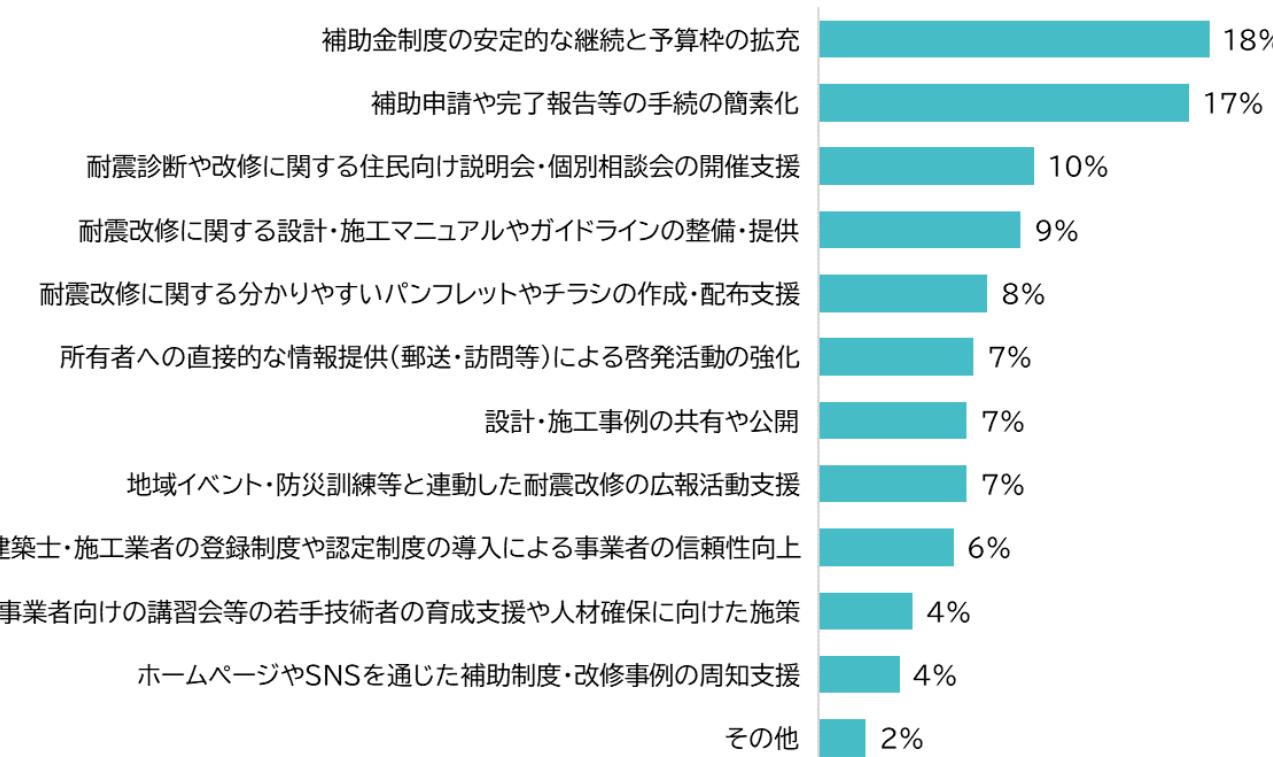


- 事業者の8割が制度上の課題があると考えており、「補助額が少ない」を筆頭に、「年度ごとに完了する必要がある」、「補助枠が少ない」、「手續が煩雑」であることなどが挙げられている
- 今後耐震化を促進するためには、補助事業の継続と合わせて、予算枠の拡充や申請手續等の簡素化、普及啓発活動が重要

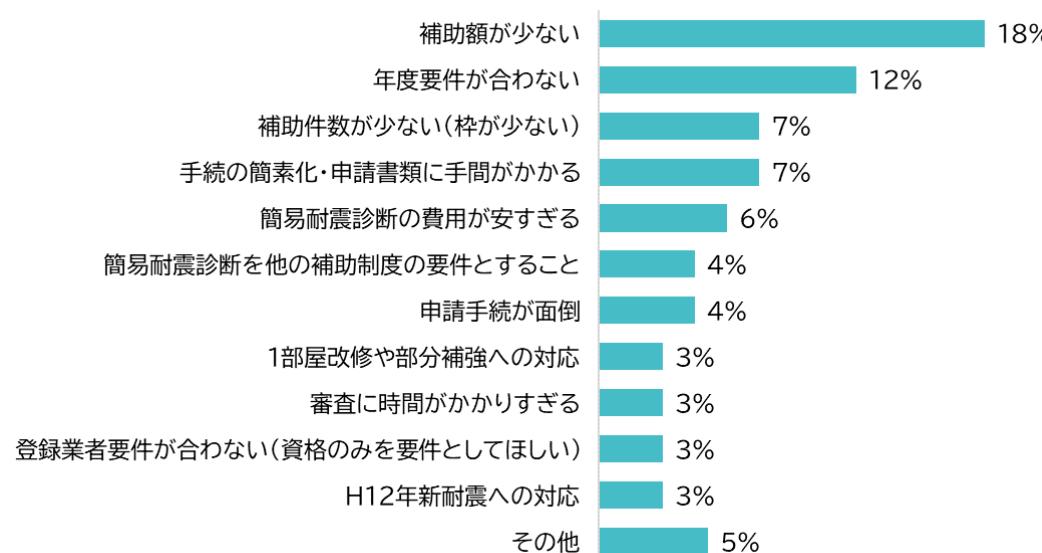
Q 現在の補助制度の内容(手續や制度面)について課題があると感じますか



Q 今後、耐震化を促進するための行政からの支援や施策で必要なものはどれですか(5つまで)



Q (課題がある場合)具体的な課題の内容を教えてください(自由記述)



その他の内容(主なもの)

- 所有者要件、県民要件が合わない
- 自治体の対応状況に差がある
- 地方部の住宅は規模が大きく補強箇所も多いため自己負担が大きい
- 業者が使用する機材等(鉄筋センサー)へのサポート

その他の内容(主なもの)

- 高齢者にはHPやSNSが届かないなどの、高知県のように自治会と連携して個別訪問するなど、面倒でも信頼感を感じてもらえる啓発が必要
- 断熱改修とセットで実施する制度
- 改修現場見学会

5 主要事業の概要(令和7年度時点) - 住宅関係 -

① 簡易耐震診断推進事業

旧耐震基準住宅の所有者の求めに応じて、市町が専門家を派遣して調査・診断を行い、その結果を所有者に報告する事業に要する費用の一部を補助

【補助基本額等】戸建住宅 31.5又は63.5千円、共同住宅 63.5~321千円/棟

【負担割合】申請者負担1割、残りを国1/2、県1/4、市町1/4

② ひょうご住まいの耐震化促進事業

ア 住宅耐震改修計画策定費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修計画の策定(補強設計及び工事見積書の作成)とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:2/3(限度額20万円)

その他共同住宅:2/3(限度額12万円/戸)

マンション:2/3 ※ m²単価の範囲内

【負担割合】戸建住宅・その他共同住宅:県1/2、市町1/2

マンション:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、
県11.25%、市町11.25%

イ 住宅耐震改修工事費補助

旧耐震基準住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額100万円)

その他共同住宅:4/5(限度額40万円/戸)

マンション:1/2(限度額25,100円/m²) ※ 絶対限度額あり

【負担割合】戸建住宅・その他共同住宅:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、
県11.25%、市町11.25%

マンション: 国51.66%(特別交付税相当額18.33%含む)、
県24.17%、市町24.17%

ウ 簡易耐震改修工事費補助

評点0.7未満の旧耐震基準住宅の耐震診断、改修計画、改修工事に要する費用の一部を補助(評点が0.7以上1.0未満となる工事)

【補助率等】戸建住宅:4/5(限度額50万円)

その他共同住宅:4/5(限度額20万円/戸)

マンション:1/2(限度額12,550円/m²) ※ 絶対限度額あり

【負担割合】国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、
県11.25%、市町11.25%

エ シエルター型工事費補助

旧耐震基準住宅について、家屋が倒壊しても一定の空間を確保できる耐震シエルターの設置に要する費用の一部を補助

【補助額等】一般:定額50万円

高齢者世帯:定額75万円(神戸・阪神間を除く地域:定額100万円)

【負担割合】国1/2、県1/4、市町1/4

オ 屋根軽量化工事費補助

旧耐震基準住宅(評点0.4以上1.0未満)について、屋根を軽量化する工事に要する費用の一部を補助(評点0.7相当になる屋根軽量化工事も対象)

【補助率等】戸建住宅:定額50万円

その他共同住宅:1/2(限度額20万円/戸)

マンション:1/2(限度額12,550円/m²) ※ 絶対限度額あり

【負担割合】国1/2、県1/4、市町1/4

5 主要事業の概要(令和7年度時点) - 住宅関係 -

力 建替工事費補助

旧耐震基準住宅の建替工事に要する費用の一部を補助

【補 助 率 等】戸建住宅:4/5(限度額100万円)

その他共同住宅:4/5(限度額40万円/戸)

マンション:1/2(限度額25,100円/m²) ※ 絶対限度額あり

【負 担 割 合】戸建住宅等:国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)

県11.25%、市町11.25%

マンション:国51.66%(特別交付税相当額18.33%含む)

県24.17%、市町24.17%

キ 意識啓発補助

市町が行う住宅の耐震化に資する意識啓発活動に要する経費の一部

を補助

【補助対象限度額】100万円/市町

【負 担 割 合】国77.5%(特別交付税相当額27.5%含む)、県11.25%、市町11.25%

③ 防災ベッド等設置助成事業

旧耐震基準住宅内への防災ベッド等の設置に要する費用の一部を補助

【補 助 額 等】定額10万円

【負 担 割 合】国1/2、県1/4、市町1/4

④ 多数利用建築物等耐震化助成事業

ア 大規模多数利用建築物耐震化助成事業

法により耐震診断が義務付けられた民間の大規模多数利用建築物等の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】m²単価の範囲内かつ用途に応じた絶対限度額以内

【負 担 割 合】補強設計:国4/9、県1/9、市町1/9、所有者1/3

改修工事:国1/3、県5.75%、市町5.75%、所有者55.2%

イ 大規模避難施設耐震化助成事業

大規模多数利用建築物のうち避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したものの耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】m²単価の範囲内

【負 担 割 合】補強設計:国1/2、県1/6、市町1/6、所有者1/3

改修工事:国6/15、県1/6、市町1/6、所有者4/15

ウ 中規模・小規模多数利用建築物耐震診断助成事業

中規模多数利用建築物及び小規模多数利用建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】m²単価の範囲内かつ用途に応じた絶対限度額以内

【負 担 割 合】国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3

エ 中規模避難施設耐震化助成事業

中規模多数利用建築物のうち避難所としての活用が可能なホテル・旅館等で、県又は市町と協定を締結したものの耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】m²単価の範囲内かつ用途に応じた絶対限度額以内

【負 担 割 合】国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3

5 主要事業の概要(令和7年度時点) - 多数利用建築物・その他関係 -

⑤ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業

大規模災害時の緊急物資の輸送・避難路の確保を図るため、緊急輸送 道路沿道の民間建築物の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】 m^2 単価の範囲内かつ絶対限度額以内

【負 担 割 合】国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3

⑥ 住宅・建築物土砂災害対策支援事業

土砂災害特別警戒区域内等の住宅の防護壁等整備・移転又は建築物(ホテル・旅館)の防護壁等整備に要する費用の一部を補助

【補 助 率 等】防護壁等整備支援:1/2

(限度額:住宅750千円(地形等により必要と認める場合は1,500千円)

ホテル・旅館4,500千円)

移転支援(除却):10/10

(限度額:①除却に要する費用: m^2 上限額

②その他除却等に要する費用(動産移転費等):975千円/戸)

移転支援(建設・購入):10/10 (限度額6,210千円)

【負 担 割 合】国1/2、県1/4、市町1/4 (地方単独上乗せ補助分:県1/2、市町1/2)

⑦ 私立学校施設の耐震化

旧耐震基準の私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】耐震改修:400万円以上 耐震改築:下限・上限なし

【負 担 割 合】I_s値0.3未満 国1/2、県1/6、学校法人1/3

I_s値0.3以上 国1/3、県1/6、学校法人1/2

⑧ 医療施設の耐震化

医療施設の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額(主なもの)】I_s値0.4未満 $2,300m^2 \times 399,800$ 円

I_s値0.4以上 $2,300m^2 \times 84,100$ 円

【負 担 割 合】国1/2、事業者1/2

⑨ 社会福祉施設等の耐震化

旧耐震基準の社会福祉施設又は児童福祉施設等の耐震化に要する費用の一部を補助

【補助対象限度額】用途や整備内容による補助単価の範囲内

【負 担 割 合】国1/2、県1/4、事業者1/4 等

⑩ 高齢者福祉施設等の耐震化

地震防災対策上倒壊等の危険性のある高齢者祉施設(政令・中核市を除く定員30人以上の特別養護老人ホーム等)の耐震化に要する費用の一部を補助(別途介護施設等の創設等の要件あり)

【補 助 額 等】定額(1,400千円×利用定員)

6 用語集

【あ行】

● 命を守る改修

多額の費用を要することを理由に、耐震改修工事の実施を躊躇する居住者等への対応として、居住者の命を守るために、必要最低限で耐震改修をすること。目標とする評点を0.7とする改修や、建築物の一部だけを強固にする方法等がある。耐震改修工事に係る補助事業のうち、簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事、シェルター型工事のメニューが該当する。

● 一般診断法

耐震改修等の必要性を判定することを目的に、原則として、内装材や外装材を剥がさずに調査する方法。必ずしも改修を前提としない診断方法のこと。

【か行】

● 簡易診断法

一般社団法人兵庫県建築士事務所協会による「簡易耐震診断推進事業 耐震診断マニュアル」に基づく診断方法。簡単な非破壊調査(図面、計測、目視、聞き取りなど)を行い、地盤、基礎、建物形状、老朽化、柱や壁の耐震要素の量や配置等の少ない情報をもとに耐震性に対する評点を求め、安全性を判断する診断方法のこと。

● 簡易耐震改修工事

兵庫県の補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における、補助対象として定められている改修工事の一つ。耐震診断の結果、評点が0.7未満であった住宅を、評点が0.7以上1.0未満となるように改修する工事のこと。

● 簡易耐震診断推進事業

建物の地震に対する強さを簡易な方法で計算するもので、図面を参考に現場調査を行い、建物が建っている地盤の状況や基礎、壁の量や配置、建物の老朽度などを調査する。一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、簡易耐震診断員としての認定を受け実施する。

● 旧耐震基準

住宅・建築物を建築するときに考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められおり、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は1981年(昭和56年)の建築基準法の改正によるもので「新耐震基準」と呼ばれており、それ以前の耐震基準を「旧耐震基準」と呼ぶ。新耐震基準では、中程度の地震に対しては建築物に被害が起らないことを、強い地震に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内又は周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

● 緊急輸送道路

建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、「耐促法」という。)第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐促法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路のこと。

● 草の根意識啓発

出前講座や相談会、ポスティングや個別訪問等、住まい手に確かに伝わる働きかけによる住宅耐震に関する意識啓発活動のこと。プッシュ型意識啓発のこと。

● 建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐促法)

平成7年10月27日公布、同年12月27日施行。阪神・淡路大震災の教訓から、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として制定された。

【さ行】

● 指示対象路線

耐促法第5条第3項第3号に規定する沿道の建築物(耐促法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に限る。)の耐震化の促進を図る必要のある道路。所管行政庁は、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、対象となる沿道の建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

● 事業者

建築士事務所や施工業者など住宅や建築物の耐震化について専門知識を有する企業、団体等のこと。

● 住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

● 所管行政庁

建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

● 精密診断法

改修の必要性が高いものについて、部材やそれらの接合部等に関するより詳細な情報に基き、改修の必要性の最終的な判断を行うことを目的とした診断方法のこと。

【た行】

● 耐震改修

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

● 耐震改修促進計画

都道府県は、国の基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるものとし、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとされている。

● 耐震シェルター

家屋が倒壊しても一定の空間を確保できるシェルターのこと。耐震シェルターを設置した部屋は倒壊せず命を守ることができる可能性が高い。

● 耐震診断

地震の揺れによって住宅・建築物が受けける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組(構造躯体)の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。耐震診断法として、簡易診断法、一般診断法、精密診断法がある。

● 耐震性能検証法

新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法のこと。「平成28年(2016年)熊本地震」において、2000年5月31日以前に新耐震基準に基づいて建築された住宅の接合部等の状況確認が推奨されたことを受け、効率的な耐震診断方法の検討が求められた。

● 代理受領制度

申請者からの委任で事業者(耐震改修計画策定や耐震改修工事等を行う業者)が申請者の代わりに補助金を受領する制度のこと。申請者は、工事代金と補助金との差額のみを事業者に支払うことになり、当初の費用負担が軽減される。

● 多数利用建築物

耐震法第14条第1号に掲げる建築物のこと。多数利用建築物のうち、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物を「大規模多数利用建築物」、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物を「中規模多数利用建築物」、法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物(中規模多数利用建築物を除く。)を「小規模多数利用建築物」と呼ぶ。

＜多数利用建築物の用途・規模＞

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

(規模) 大規模多数利用建築物:一部の用途を除き、階数3以上かつ5,000m²以上

中規模多数利用建築物:一部の用途を除き、階数3以上かつ2,000m²以上

小規模多数利用建築物:一部の用途を除き、階数3以上かつ1,000m²以上

● 中規模避難施設

中規模多数利用建築物のうち、被災後の避難生活者を受け入れることができるホテル・旅館等(宿泊機能及び食事提供機能を持ち、避難者等の長期間の滞在が可能なものに限る。)であって、災害時に避難所として活用することについて、県又は市町と協定を締結している又は締結する見込みであるもののこと。

● 超高層建築物等

高さが60mを超える建築物及び地階を除く階数が3を超える免震建築物のこと。これらの建築物は、長周期地震動に共振して大きく揺れることが懸念されている。

● 長周期地震動

ゆっくりとした揺れが非常に長く続く特色がある、揺れの周期が長い(2,3~20秒)波を多く含む地震動のこと。超高層建築物の有する固有の振動数と一致すると大きな振動が発生する。

● 低コスト工法

既存住宅を耐震改修する際の専用の工事工法のこと。工法は、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の専門委員会によって評価されている。一般工法は、新築時の耐震性能確保と同様の工法であり、高価な改修工事となる場合が多い。

● 特定行政庁

建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

6 用語集

【な行】

● 内陸活断層地震

地下の岩盤にある活断層がずれることにより発生する地震のこと。

● 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震とは、日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震のこと。南海トラフとは、静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000メートル級の海底の溝(トラフ)で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。総延長は約770キロメートル。「トラフ」は「舟状海盆」と訳され舟底のようなくぼ地を意味し、水深6,000メートル以上に達する海溝と区別される。

【は行】

● 被災建築物応急危険度判定

地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定する制度のこと。

● 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)

災害後の速やかな住宅再建を支援するため、住宅所有者が平時から負担金を持ち寄って備えることで、自然災害で被害を受けた住宅を再建する際に給付を受けられる「助け合い」の制度のこと。

● 兵庫県地域防災計画

昭和38年作成。災害対策基本法に基づき、地震や風水害等の災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画のこと。

● 評点

耐震診断に基づく、建物の耐震性を示す数値のこと。一般診断法に準じた方法による評点は、上部構造評点(各階・各方向(X・Y方向)において、必要な耐力に占める実際に保有している耐力の割合に相当する値)に、劣化度による係数を乗じて算出する。評点1.0は、現行の建築基準法で定められている耐震基準を表している。評点が1.0を超える場合は耐震基準を上回り、1.0より小さい場合は耐震基準を下回り安全性が低いとされる。

● 部分型改修工事

多額の費用を要することを理由に、耐震改修工事の実施を躊躇する居住者等への対応として、居住者の命を守るために、必要最低限で耐震改修をする補助メニューのこと。耐震改修工事に係る補助事業のうち、簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事、シェルター型工事のメニューが該当する。

● プッシュ型意識啓発

出前講座や相談会、ポスティングや個別訪問等、住まい手に確かに伝わる働きかけによる耐震に関する意識啓発活動のこと。第2期計画における草の根意識啓発のこと。

● 防災拠点建築物

耐促法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物のこと。大地震後に防災拠点として機能することが期待されている建築物。これまでの大地震において、倒壊・崩壊には至らなかつたものの、構造躯体の部分的な損傷、非構造部材の落下等により機能継続できなかつた事例が存在しているため、より耐震性の確保が求められている。

● 防災ベッド

就寝時に地震に見舞われたときに身を守ることができる装置として開発されたベッドのこと。安価で設置に時間がかからないことが特徴。

【や行】

● 要安全確認計画記載建築物

法第7条に規定する、都道府県又は市町が指定する旧耐震基準で建築された通行障害建築物(地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物)、都道府県が指定する旧耐震基準で建築された防災拠点建築物のこと。

● 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物のこと。不特定多数の者が利用する大規模建築物や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵所等が該当する。

7 耐震改修促進計画改定検討会の設置

(1) 耐震改修促進計画改定検討会

計画の改定に当たり、専門的立場からの意見を反映させるため、学識経験者等で構成される「耐震改修促進計画改定検討会」を設置した。

＜検討会委員一覧＞

役職	氏名(敬称略)	所属・職
会長	ひのきだに みえこ 檜 谷 美恵子	京都府立大学名誉教授 兵庫県住宅審議会会長 等
委員	いどた ひでき 井戸田 秀樹	名古屋工業大学大学院教授 愛知県耐震判定委員会委員 等
委員	べにや しょうへい 紅 谷 昇平	兵庫県立大学大学院准教授 ひょうご災害対策検討会委員 等
委員	や ぎ けいこ 八 木 景子	1級建築士事務所 すまいの再生デザイン室主宰
委員	はらだ としふみ 原 田 敏文	兵庫県建築士事務所協会会長

(2) 検討経緯

時期	実施・検討事項
R7.6.27	【第1回検討会】 ・兵庫県耐震改修促進計画 改定スケジュール ・住宅・建築物の耐震化に係る現状報告 ・住宅・建築物の耐震化の促進に向けた意見交換
R7.9.10	【第2回検討会】 ・耐震化の現状と課題・対応方針(骨子案)
R7.11.10	【第3回検討会】 ・耐震改修促進計画改定に係る中間取りまとめ
R7.11～1月	<内部協議・市町意見照会等>
R8.1.26	【第4回検討会】 ・耐震改修促進計画改定に係るパブリックコメント案
R8.2月	<パブリックコメント>
R8.3月	【第5回検討会】 ・最終案